

認知症・虐待防止対策主管課長会議 議事次第

平成20年10月7日(火)
10:00~16:00
於 三田共用会議所 講堂

	次 第	時 間	説 明 者
	老健局計画課認知症・虐待防止対策推進室長 あいさつ	10:00 ~ 10:05	認知症・虐待防止対策推進室長
1	認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト報告について	10:05 ~ 10:30	認知症・虐待防止対策推進室長
2	平成21年度予算概算要求について (休憩)	10:30 ~ 11:00	山本補佐 (認知症対策室)
3	認知症対策の積極的な推進及び若年性認知症対策について	11:10 ~ 12:00	武田専門官 (認知症対策室) 吉澤専門官 (障害者雇用対策課)
4	認知症疾患医療センターの整備促進について (昼食休憩)	12:00 ~ 12:30	野崎補佐 (精神・障害保健課)
5	高齢者虐待の防止について	13:30 ~ 14:30	土岐補佐 (老健局計画課)
6	地域密着型サービスの外部評価制度及び関係団体の取組みについて	14:30 ~ 15:00	山本補佐 (認知症対策室)
7	質疑応答	15:00 ~ 16:00	関係者
	閉会	16:00	

認知症・虐待防止対策 主管課長会議資料

平成20年10月7日（火）

厚生労働省 職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
老健局計画課認知症・虐待防止対策推進室

ご留意いただきたい。

6 地域密着型サービスの外部評価制度について

(1) 外部評価の適切な実施について

地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護）の外部評価制度（以下「外部評価制度」という。）については、サービスの質の評価の客観性を高めるとともに、評価結果の公開等を通じて介護サービス事業者自らが常にサービスの質の改善を図ることを支援する仕組みである。本制度に係る各都道府県の実施状況をみると格差があるが、利用者に対する良質なサービスの提供に格差が生じることがないように、各都道府県において主体的かつ積極的に取り組まれない。

(2) 情報公表制度の追加施行に伴う対応

外部評価制度については、平成21年度から、介護サービス情報の公表制度（以下「情報公表制度」という。）において地域密着型サービスが追加施行される予定であることを踏まえ、次の方向性で見直しを検討しているので了知されたい。

なお、具体的な見直し内容が明らかになり次第、改めて連絡する。

ア 外部評価制度と情報公表制度に係る事務負担、調査負担等の軽減方策の検討

小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護の事業者は、平成21年度以降、事業所ごとに、外部評価制度と情報公表制度の調査を受けることとなる予定である。このため、事業者に過剰な事務負担、調査負担等が生じないように、調査方法の効率化（同一実施日等）等負担の軽減方策を検討しているところである。

イ 「外部評価項目」等の見直しについて

(1) 「情報提供票」の見直し

外部評価制度の「情報提供票」については、情報公表制度の「基本情報」との重複を排除した様式に見直し、不足する情報は「基本情報」を併用する仕組みを検討中である。

(イ) 「自己評価項目」及び「外部評価項目」の見直し

外部評価制度の「自己評価項目」及び「外部評価項目」については、情報公表制度の「調査情報」との重複を排除する。具体的には、利用者の介護サービスの選択に必要であり、客観的事実確認が可能な項目については「調査情報」とし、サービスの質の確保・改善のための評価が必要な項目については「自己評価項目」及び「外部評価項目」とすることを検討中である。

(3) その他

ア 評価手数料水準の適正化

外部評価制度は、介護保険法及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）に基づく公的な事業であり、評価機関が当該事業により過度の剰余を得ることは好ましくないものと考えられる。また、評価機関は、外部評価事業の経営状況を公開し、評価を受ける介護サービス事業者の理解が得られる水準の評価手数料を定めることが望ましいものと考えられる。このような観点から、各都道府県が選定する評価機関に対する指導、助言を行われたい。

イ 評価調査員研修の実施方法の見直し

評価調査員研修については、現在、評価機関が自ら又は委託により実施することとしているが、評価機関が自ら行う研修については、研修修了状況の把握が困難であり、ひいては、評価調査員の質の確保に支障を生じることが考えられることから、その仕組みについて見直しを検討中である。

なお、具体的な見直し内容が明らかになり次第、改めて連絡する。